

I 令和3年度事業計画書

(1) 基本方針

現在のきわめて低い長短金利水準の維持が予想され、当基金の主要財源である受取利息収入は厳しい状況が続きますが、資金の適正な運用と安全管理に努めながら、引き続き、主要生産物であるカキ、アサリの生産のための取り組みを中核に、諫早湾地域の水産振興と地域振興にかかる事業を行い、地域経済社会の健全な発展に寄与していきます。

(2) 事業計画

次に掲げる、2つの「公益目的事業」及び1つの「その他の事業（相互扶助等事業）」を行います。

- 「公益目的事業1」魅力ある諫早湾水産業創出支援事業
- 「公益目的事業2」ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業
- 「その他の事業1」水産業経営安定対策事業

※以下並びに収支予算書においては、公益目的事業については「公益」又は「公」、その他の事業については「その他」又は「他」という表記を用いています。

(3) 主な事業概要

【公1】魅力ある諫早湾水産業創出支援事業

○事業の目的等

諫早湾における水産振興のため、この地域の海域特性に合った貝類（カキ、アサリなど）等の増養殖、漁場改良等の事業に対して助成を行うとともに、増養殖技術向上のための調査研究を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

諫早湾で漁業ができる資格を有する者に、増養殖、漁場改良等、諫早湾における水産振興のための取組を当基金のホームページ等で公募し、本助成事業の採択委員会の審査を経て、助成対象事業を決定し、必要経費の全部又は一部を助成します。

助成額は、次のとおりとします。

- (1) 県又は市の補助制度を活用した事業については、対象事業費の15%、20%、25%の定率助成

- (2) 国の補助制度を活用した事業については、原則として、対象事業費の10%の助成率とし、上限5,000,000円
- (3) それ以外の事業については、上限700,000円の定額助成

◆調査研究事業

諫早湾内漁業者、長崎県・諫早市・雲仙市の水産部門職員及び当基金の役職員で構成する当基金の水産振興調査研究事業検討委員会の審議を経て策定した「令和3年度諫早湾貝類等増養殖試験計画書」に基づき、以下の事業を行います。

- ・アサリ増養殖技術の開発試験
- ・マガキ地種の振り子式バスケット養殖試験
- ・アサリ食害防護・波浪散逸防止効果試験
- ・その他貝類の増養殖試験

【公2】ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業

○事業の目的等

潮受堤防や干拓地、調整池、自然干陸地等、国営諫早湾干拓事業によってあらたに生まれた場所・空間については、今後、諫早湾地域の資源として、多種多様な利活用やさらなる魅力づくり、魅力発信が期待されます。

これらをレジャー・観光・環境等、地域活性化の資源として捉え、諫早湾周辺住民・団体が取り組む、各種イベントの開催や植栽などの環境美化活動による魅力づくり、諫早湾地域の魅力を伝える情報発信等に対して助成を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

地域住民・団体の参画による各種イベントの開催、植栽などの環境美化活動による魅力づくり、諫早湾地域の魅力を伝える情報発信等の取組みを当基金のホームページ等で公募し、本助成事業の採択委員会の審査を経て、助成対象者を決定し、必要経費の全部又はその一部を助成します。

助成額は、1対象者あたり上限800,000円の定額助成とします。

【他1】水産業経営安定対策事業

○事業の目的等

諫早湾内の水産振興を図るために不可欠な漁業者の経営基盤の安定に資することを目的に支援を行います。

○事業の内容等

◆助成事業

漁家生活安定のため、漁業後継者等の船舶免許の取得などの技能取得の取組みについて、基本手当及び受講・教材手当を支給します。

(ただし、1漁業経営体につき上限1名)

・基本手当

訓練・講習・試験などを受ける場合、1日につき2,000円

(1件あたり上限50,000円)

・受講・教材手当

訓練・講習・試験などを受ける場合に必要な経費の80%以内

(1件あたり上限80,000円)

(4) 法人運営等

当基金事業の適正かつ効率的・効果的な実施のため、理事会及び評議員会の開催、監査の実施、法人運営事務の処理等を行うとともに、当基金設立の前提である諫早湾干拓事業の推進に伴う政策的課題に対応するための国への要望活動等に対し支援します。

(5) 資金調達及び設備投資の見込みについて

①資金調達の見込みについて

当期中における資金借入の予定はありません。

②設備投資の見込みについて

当期中における設備投資の予定はありません。

以 上